

各学校等教育施設管理者 殿

東京都福祉保健局健康安全部長  
(公印省略)

インフルエンザに係るサーベイランスの実施（2018年－2019年  
シーズン）について（依頼）

インフルエンザ対策につきましては、平素より御協力を賜り、御礼申し上げます。

都においては、インフルエンザの流行拡大の早期探知及び新型インフルエンザ発生に備えた対策の一環として、関係機関の御協力のもと、インフルエンザに係る各種サーベイランス（調査・監視）を実施し、情報の収集、解析及び集積を行っております。

また、従来より学校においてインフルエンザ様疾患患者の発生により臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖又は休校）を行った場合には、当該状況を把握するため保健所への報告（インフルエンザ様疾患発生報告）をいただいているところですが、本年度もこれに加え、インフルエンザの流行の早期探知とウイルスの性状の確認のため、集団発生時におけるウイルス検査（クラスターサーベイランス）を下記のとおり実施することといたしますので、御協力よろしくお願いたします。

記

1 集団発生時におけるウイルス検査（クラスターサーベイランス）の流れ

(1) インフルエンザ様疾患発生報告

学校の設置者及び都立学校長は、インフルエンザ様症状の集団的な発生が見られ、学校の臨時休業を行った場合は、インフルエンザ様疾患発生報告として、速やかに学校の所在地を所管する保健所に報告を行ってください。

(2) 保健所による調査（積極的疫学調査）

発生報告を受けた保健所は、発生の状況等を把握するため当該学校に調査への協力依頼を行いますので、情報提供（対象学級名、在籍者数、欠席児童・生徒の症状、学校全体の状況等）に御協力をお願いします。

(3) ウイルス検査の実施

調査の結果、インフルエンザの集団発生としてウイルス検査の実施を要する場合には、当該学校と相談の上、検査対象患者を原則として1名選定し、当該患者の検体（咽頭ぬぐい液）を採取、東京都健康安全研究センターにおいてインフルエンザウイルスの遺伝子検査等を行います。

検体採取に当たっては、当該患者及び保護者に対し、保健所から検査の目的及び方法等について説明を行い、同意を得た上で採取を行います。患者及び保護者への事前連絡の際において調査の趣旨等の伝達に御協力いただければ幸いです。

(4) 検査結果の連絡

検査結果判明後、保健所から関係者（学校、患者及び家族）に対し御連絡いたします。

検査結果の取扱いにおいては、個人を特定できない方法をとります。保健所の調査及び検査で得られた個人情報、法令等に基づき適切に管理し、本人又は保護者に無断で第三者へ提供されることはありません。

2 クラスターサーベイランスの実施期間

シーズン開始時（第36週：2018年－2019年シーズンは平成30年9月3日）から、都内におけるインフルエンザの流行が確認された段階（都内における定点医療機関当たり患者報告数が1.0を超えた場合）まで実施します。

(問合せ先)

東京都福祉保健局健康安全部感染症対策課  
防疫担当 電話番号：03-5320-4482